改正後

別記様式第1

				防火丸	村象物点	旅検結果	報告:	書						
									年	月	B			
					殿									
						屬	##							
						Œ	æ							
						£:	杏		Ø					
						4 26	香号							
Ŧ	乱のと	ង ១២	火対象物の怠慢	を実施し	たので、消8	方法第8条。	n2 n2\$	第1項 の限定に	盛づき報告	きします				
						id.								
	所:	在组												
85	右	称												
火対		- 100												
兼	用	逄												
物	横连	・規模			±± 14	4上	P	曾 链下		階				
		,,,,,,	床間積			ள் ந ட	・団種			m"				
点	険 英	維日		年	月		В							
点	觼	票	別額のとおり											
消息	5後維治	テ規則 5	第4条の2の6	日 有	口第1号									
第2項の適用				□ #										
	催	所												
点	Æ	右												
検			# 習根	開右	免状交征	サ年月日	免状	交付番号	再撰習受撰年月日					
*	角	米	0.0000 0.000 0.00000		毎	ЯB	*	9	年	Я	В			
\vdash	※後 付 標			N7.82	透標	1 ***	***	1						
\vdash		~	17 181	_	~,E	AM 101		~*	* -7	•				

★考 1. この用係の大定さは、目本産業税格ともですること。
 2 (時的金融行機関係も後の2の6第2項の適用の類は、当然規能が適用される場合は「右」の口にしませれたし、場面されない場合は「挿」の口にしませれるようこと。なお、「右」の場合において、同域解し今の規定が適用される場合は「第1分)の口にしませれ入し、同域第2分の規定が適用される場合は「第2分」の口にしませれ入すること。
 3 ※甲の類は、れ入しないこと。

改正後

<i>*************************************</i>	挟丸牙	, 1															
				防	火丸	寸象物	加点	検	結果	報	告言	‡					
														年		Я	B
						殿											
									Æ l	# #							
									佳	所							
									Æ	杏							Ø
							_	香号							—		
Ŧ	乱のと	: ৪৬৪১	火対象物の怠慢	を英	権しi	たので、			8条6	52 a	23	1項の	規定に	盛づき報	告し	ます	•
	I						ī	1									
85	所:	庄 性															
火	杏	幣															
対	用	逄															
兼物						查	组.	Ŀ			階	组	Ť		p	ŧ.	
	構造・規模		床間接		*********			m"	Œ	(田)	•					n"	*********
点		維目		年			Я				b						
点	検	票	別能のとおり														
消息	5 後離	・ 現則を	第4条の2の6		育	□第1	身					口架	2号				
第2項の適用				0	無												
	佳	æ															
点	Æ	右															
検書			練習機関名			免收交付年月日			免收交付番号			再業習受業年月日					
•	角	妆					#	月	В	#			身	ŧ	ı.	Я	ь
		※賽	付 欄			*	経	遥	標				%		*		
				\top							\neg						

- ★考 1. この用係の大きさは、目本工業税格の4. すること。
 2. (係約金銀行機関第4条の2の6第2項の適用の順は、当該規能が適用される場合は「者」の口にしませ 記入し、重用されない場合は「第」の口にしませ起入すること。なお、「者」の場合において、同項第1 今の規定が適用される場合は「第1 今1 の口にしませ起入し、両項第2 今の規定が適用される場合は「第2 今1 の口にしませ起入すること。
 3. ※甲の順は、起入しないこと。